

訪問看護医療 DX 情報活用加算に伴うウェブサイト掲示について

当ステーションは、四国厚生支局長に届け出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が、利用者の同意を得た上でオンライン資格確認システムにより取得できる利用者の診療情報・薬剤情報等を活用し、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供します。

これにより訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

本加算に関する施設基準は以下の通りです。

1. 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成4年厚生省令第5号）第1条に規定する電子情報処理組織の使用した診療報酬請求を行っていること。
2. 健康保険法第3条第13項の規定する電子資格確認を行う体制を有していること。
3. 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。
4. 3の掲示事項について、ウェブサイトに掲載していること。

2026年4月1日

訪問看護ステーション東宇和

管理者 田 中 奈津子